

納税ニュース

平成19年5月15日 第17号
編集・発行：鹿嶋市納税対策室
〒314-8655 鹿嶋市平井1187番地1
TEL 82-2911 FAX 84-1212

知っていますか？ 市税等・介護保険料のこと！

今回は、市税等・介護保険料の課税について紹介します！詳しい内容は、各課にお問合せください！

個人住民税（市県民税）とは？

市民税と県民税を合わせて市・県民税（一般に住民税）といいます。1月1日現在に鹿嶋市内に住所を有する人に課税し、市民税と県民税を合わせて、鹿嶋市に納めます。

①課税の基準日は？・・・1月1日

注：年度途中で、死亡や鹿嶋市から転出されても、その年度が終わるまで鹿嶋市に住民税を納めます。

②納税義務者は？・・・鹿嶋市に住所を有する人

③課税方法は？・・・「所得割」と「均等割」があります。

所得割：前年の所得に応じて課税(10%)

均等割：市民税3千円、県民税1千円

注：税源移譲により、住民税の負担額が変わります。

④納付書は？・・・6月18日(月)郵送予定

⑤担当課は？・・・税務課

固定資産税とは？

土地・家屋や償却資産を総称して固定資産といいます。その固定資産の価格をもとに算定した税額を所在する市町村に納める税金です。

①課税の基準日は？・・・1月1日

②納税義務者は？ 固定資産を所有する人・法人

③課税方法は？・・・市内の固定資産

課税標準額×税率＝税額

(※固定資産を評価し、価格を決定、その価格をもとに課税標準額を算定します。住宅用地は特例で低く算定。)

注：固定資産課税台帳に登録された人や法人に課税されます。相続、売買などの所有者変更の際は注意してください。

④納付書は？・・・5月17日(木)郵送予定

⑤担当課は？・・・税務課

国民健康保険税とは？

日本では、誰もが安心して同じレベルの医療を受けられるように、すべての人が医療保険に加入することになっています(国民皆保険)。職場の健康保険に加入していない人は鹿嶋市が運営する国民健康保険(国保)に加入することになります。

世帯単位で加入し、世帯主が保険税の納付や加入・脱退の手続きをします。

①納税義務者は？・・・世帯主

②課税方法は？

世帯の中で、国保に加入する個人個人について算定し、これらの合計を世帯主に課税します。世帯主が国保に加入していても、世帯の中に国保加入者がいれば国保税が課税されます。

また、年度途中で世帯の中で異動があったときは、保険税が変更になりますので、14日以内に担当課窓口に出してください。

③納付書は？ 暫定課税・・・4月16日に送付済(1・2期)

本算定課税・・・8月15日に郵送予定(3～7期)

④担当課は？・・・国保年金課

介護保険料とは？

保険料を徴収して高齢者に介護サービスを提供する社会保険制度です。被保険者が要介護状態に至った場合、本人や家族の肉体的・経済的負担を補う目的で制定されました。被保険者は2種に区分され、第1号は65歳以上、第2号は40～64歳。要介護状態になると給付を受けられます。

①課税方法は？

第1号(65歳以上)の人は基準額(40,800円)をもとに、所得によって1～6段階の保険料に分かれます。年金を受給されている人もはじめは納付書により現金納付しますが、約半年の準備期間を経て年金から天引きされるようになります。

第2号(40～64才)の人は、医療保険(国保や職場の医療保険)に組み込まれています。

②納税義務者は？・・・40歳以上の人

③納付書は？・・・4月16日送付済

④担当課は？・・・介護長寿課

軽自動車税とは？

軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪小型自動車に課税し、所有者が納税します。

課税基準日は？・・・4月1日

納税義務者は？・・・所有者

納付書は？・・・5月17日郵送予定

担当課は？・・・税務課

税務課からのお知らせ

平成19年度から、税源移譲により、住民税の税率が、全国一律10%に変わります。

所得税（国税）が減額され、住民税（地方税）が増額されますが、合計の負担額は変わりません。

しかし、定率減税の廃止や老年非課税措置の廃止（経過措置で19年度は1/3を減額）などで課税額が変更され、増額になっている人もいますので、納付書を確認してください。

固定資産税1期・軽自動車税の納期

5月17日から 5月31日(木)

納付書を送ります！

各税の納付書を送ります（国保は1・2期を既に送付済）。納付書には、税額・課税内容・納期限・納付額・納付場所のほか、納期限までに納付しなかった場合（延滞金など）の措置や納税通知書の内容に不服がある場合の処理方法など重要な情報が記載されていますので、納付書が届きましたら、一読してください。

特に市県民税については、税源移譲の関係で昨年より、税額が増えていますので注意してください。

ご存知ですか？市税などの納税相談

■市税などの納税相談について

納期限内の納付が困難な場合の納付方法などの相談です。

とき◆月曜日から金曜日 8:30～17:30(土・日、祝日を除く)

ところ◆市役所1階 納税対策課

市役所2階 納税管理課

■休日納税窓口を開設しています。

平日に納められない人はご利用ください。

とき◆毎月最終日曜日 5月27日(日)9:00～15:00

6月24日(日)9:00～15:00

ところ◆市役所1階 納税対策課

※同時に納期限内の納付が困難な場合の相談も受け付けています。

休日
納税
相談



納税ニュースは各区長から各家庭への配布となっています。地区に入っていない人は、まちづくりセンターまたは市のホームページ(<http://city.kashima.ibaraki.jp/>)をご利用ください。

次回発行は平成19年7月中旬の予定です。